

収 穫 調 査 委 託 契 約 書

1. 調査名、委託予定数量、委託予定金額及び調査場所

調 査 名 (森林管理署等)	委 託 予定数量 (ha)	委 託 予 定 金 額	調査場所
収穫調査委託 (R 7 宮城南部地区 1)	129.87	※ 委託金額 円也 (うち取引に係る消費税及び 地方消費税額 円也)	別紙調査 内訳書の とおり

(注) () の部分は、受託者が課税対象業者である場合に使用する。

2. 契約期間

自 令和7 年 月 日
至 令和8 年 3 月 6 日

3. 契約保証金 免 除

4. 特約事項

上記委託事業につき、委託者 分任支出負担行為担当官 仙台森林管理署長 飯島 康夫と
受託者 とは、本契約書
及び令和 7 年 6 月 5 日付けで交付した収穫調査委託契約約款によって委託契約を締結し、信
義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和7 年 月 日

委託者 (住所) 宮城県仙台市青葉区東照宮一丁目15番1号
(氏名) 分任支出負担行為担当官
仙台森林管理署長 飯島 康夫

受託者 (住所)
(氏名)

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考	成果品 提出期限
	林名区分	林小班							
根白石	国有林	4い	5.43	666	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	4ろ	2.02	308	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	4は1	5.94	904	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	4に	5.48	977	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	4よ	11.93	1,901	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	13い1	8.01	677	列間(簡標)	33	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	13い3	3.05	267	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13い4林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	13い4	4.81	313	列間(簡標)	33	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	13ろ1	2.72	173	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13ろ4林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13ろ2	0.05	3	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13は3林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13ろ3	3.32	337	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13ろ4林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13ろ4	4.05	219	定間(簡標)	25	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	13ろ5	0.43	21	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は2林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	13ろ6	0.39	21	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は2林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	13ろ7	1.11	62	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は2林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	13ろ8	0.93	44	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は2林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	13ろ9	0.72	62	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13ろ10	0.94	78	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13ろ11	3.19	144	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13は3林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13は1	3.20	287	列間(簡標)	33	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	13は2	4.02	252	列間(簡標)	33	標準地(簡標)		令和7年11月28日
根白石	国有林	13は3	7.05	386	定間(簡標)	20	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	13は4	2.68	237	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は2林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	13は5	2.32	213	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13は6	1.32	116	列間(簡標)	33	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13は10	1.14	63	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13は3林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13は11	0.65	21	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13は3林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13に	3.35	209	定間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13ろ4林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13と	1.73	117	定間(簡標)	20	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	13ち1	0.67	51	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13と林小班	令和8年3月6日

調 査 内 訳 書

森林管理 署等	調査場所		予定面積 (ha)	予定材積 (m³)	伐採種	伐採率 (%)	調査方法	備考	成果品 提出期限
	林名区分	林小班							
根白石	国有林	13ち2	0.87	41	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13と林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13ぬ	0.34	27	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	13る	2.14	60	列間(簡標)	25	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	14い1	6.68	419	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13い1林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	14い2	0.52	31	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13は2林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	14い3	4.31	211	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13い4林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	14い4	3.59	213	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13い4林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	14い5	0.94	44	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13と林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	14は2	1.19	88	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13い1林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	14は3	0.67	52	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13い1林小班	令和7年11月28日
根白石	国有林	14ね	0.96	32	定間(簡標)	20	標準地(襲用)	襲用元：13と林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	14む1	0.75	57	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	14む2	0.25	19	列間(簡標)	25	標準地(襲用)	襲用元：13は1林小班	令和8年3月6日
根白石	国有林	108は1	2.78	468	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	108は2	0.57	93	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	108は3	7.03	1,766	複層伐(帯・群)	100	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	111い1	2.73	353	複層伐(帯・群)	50	標準地(簡標)		令和8年3月6日
根白石	国有林	111い2	0.90	180	皆伐	100	標準地(簡標)		令和8年3月6日
合計			129.87	13,283					

特約事項（収穫調査委託）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、収穫調査委託契約約款第 11 条により対応する。